

## 令和6年度指導監査等実施計画（福祉基盤課）

社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査を実施するに当たり、相模原市社会福祉法人等指導監査実施要綱等の規定に基づき、令和6年度指導監査等実施計画を策定する。

### 1 社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査

#### (1) 指導監査等の区分と実施方法

区分		実施方法
一般指導監査 〔一般実地検査〕 《一般立入検査》	定期指導監査 〔定期実地検査〕 《定期立入検査》	原則、実施計画に基づき現地を訪問し、事前に提出を求めた資料等に基づき、法人等が保管する関係書類等の確認、施設内巡視、関係人へのヒアリングにより行う。
	臨時指導監査 〔臨時実地検査〕 《臨時立入検査》	法人等の運営に問題が発生した場合又は現況報告書の確認の結果等から必要があると認められる場合に隨時現地を訪問し、関係人へのヒアリング等により行う。
特別指導監査 〔特別実地検査〕 《特別立入検査》		正当な理由がなく一般指導監査を拒否した場合、法人等の運営に重大な問題が認められる場合又はその運営が著しく適正を欠くと認められる場合に隨時実施し、実施方法等はその都度定める。

〔 〕は有料老人ホームの指導名称

《 》はサービス付き高齢者向け住宅の指導名称

#### (2) 指導監査等の実施内容

種別	根拠法令等	指導監査基準	実施内容	定期指導監査の選定基準等
社会福祉法人	社会福祉法第56条	相模原市社会福祉法人等指導監査実施要綱	国が定める「社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づく ○法人運営の内容 ○会計処理 など	<p>原則として毎年度実地で行う。ただし、法人の運営状況、前回の指導監査の状況等を勘案し、以下の事項1、2を満たす法人に対する定期指導監査については、当年度に行うべき定期指導監査を3年に1回実地で行う。また、<u>厚生労働省が定める一定の要件</u>を満たすと認められた場合は、4年又は5年に1回実地で行う。</p> <p>なお、新設法人については、設立年度又は翌年度及び社会福祉法第2条に規定する施設又は事業の開設又は開始された年度に定期指導監査を行う。</p> <p>1 法人の運営について、法令及び通知（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。      2 法人が経営する施設及び法人が行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。      3 <u>厚生労働省が定める一定の要件</u>とは、「3 社会福祉法人に対する定期指導監査の監査周期延長の取扱いについて」とおりとする。概要は次の(1)から(3)に該当する法人。      (1) 5年毎：会計監査人設置法人（会計監査人設置義務法人（収益30億円超）、会計監査人を任意設置している法人、会計監査人による監査に準ずる監査を実施している法人）      (2) 4年毎：専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）による財務会計の支援を受けた法人      (3) 4年毎：苦情解決への取組が適切に行われており、次のいずれかの内容に積極的に取組み良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていると判断するとき      　・福祉サービス第三者評価事業の受審、公表（ISO9001認証取得施設も同様とする。）      　・地域社会に開かれた事業運営      　・先駆的な社会貢献活動の取組</p>

種別	根拠法令等	指導監査基準	実施内容	定期指導監査の選定基準等	
老人福祉施設	養護老人ホーム	老人福祉法第18条 相模原市社会福祉法人等指導監査実施要綱	相模原市指導監査基準 養護老人ホーム編  相模原市指導監査基準 特別養護老人ホーム編、 地域密着型特別養護老人ホーム編、ユニット型特別養護老人ホーム編、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム編	○国が定める「老人福祉施設指導監査指針」に基づく ・職員待遇 など ○施設運営基準(条例)等に基づく ・施設の運営管理 ・利用者待遇 ・職員の配置状況 ・諸規程の整備状況 など ○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく ・虐待防止体制 など	1 原則として、毎年実地で行う。 2 前年度の一般指導監査の実施結果等において施設運営等に特に大きな問題を認められない場合は、前項の規定にかかわらず、当年度に行うべき定期指導監査を3年に1回行う。
	特別養護老人ホーム		相模原市指導監査基準 ケアハウス編	定期的に実地で行う。	
	軽費老人ホーム (ケアハウス)				
児童福祉施設	障害児入所施設	児童福祉法第46条 相模原市社会福祉法人等指導監査実施要綱	相模原市指導監査基準 障害児入所施設編	○国が定める「障害者支援施設等指導監査指針」に基づく ・職員待遇 など ○施設運営基準(条例)等に基づく ・施設の運営管理 ・利用者待遇 ・職員の配置状況 ・諸規程の整備状況 など ○児童虐待の防止等に関する法律に基づく ・虐待防止体制 など	原則として、毎年実地で行う。
	児童発達支援センター		相模原市指導監査基準 児童発達支援センター編		
障害者支援施設	社会福祉法第70条	相模原市社会福祉法人等指導監査実施要綱	相模原市指導監査基準 障害者支援施設編	○国が定める「障害者支援施設等指導監査指針」に基づく ・職員待遇 など ○施設運営基準(条例)等に基づく ・施設の運営管理 ・利用者待遇 ・職員の配置状況 ・諸規程の整備状況 など ○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく ・虐待防止体制 など	1 原則として、毎年実地で行う。 2 前年度の実地指導の結果等において施設運営等に特に大きな問題を認められない場合は、前項の規定にかかわらず、当年度に行うべき定期指導監査を3年に1回行う。
有料老人ホーム	老人福祉法第29条	相模原市有料老人ホーム設置運営指導要綱	相模原市有料老人ホーム実地検査基準	○有料老人ホーム設置運営指導指針に基づく ・施設の運営管理 ・利用者の待遇 など	定期的に実地で行う。
サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条	相模原市サービス付き高齢者向け住宅立入検査実施要綱	相模原市サービス付き高齢者向け住宅立入検査基準	○サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導指針に基づく ・施設の運営管理 ・利用者の待遇 など	所管課と調整して、定期的に実地で行う。

### (3) 定期指導監査の実施通告

指導監査実施日の概ね30日前までに文書により通知する。なお、事前に提出を求めた資料は、指導監査実施日の概ね14日前までに提出を求める。

### (4) 定期指導監査の対象期間

原則として、前回の指導監査実施日から指導監査当日までとする。

なお、初回の指導監査については、社会福祉法人は原則として認可日から指導監査当日までとし、施設は原則として開所日から指導監査当日までとする。

### (5) 指導監査担当職員

福祉基盤課職員

(6) 定期指導監査の実施予定スケジュール

実 施 月	対 象 施 設 等
7月～1月	社会福祉法人
10月～12月	特別養護老人ホーム
1月	養護老人ホーム
9月	児童発達支援センター
8月～10月	障害児入所施設・障害者支援施設
8月～1月	有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

2 指定事業者及び指定施設に対する監査

介護保険法、児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定事業者及び指定施設に対する監査は、指定基準違反の疑いがある場合に、関係書類の提出又は事業所等への立入検査等の方法により実施する。

3 社会福祉法人に対する定期指導監査の監査周期延長の取扱いについて

(1) 社会福祉法人定期指導監査の周期について

下表のとおり5つの区分に大別し、それぞれの周期により実施することとします。周期延長の対象は、社会福祉法人の定期指導監査です。

適用要件	指導監査の周期
A 法人本部の運営等について、良好な運営をしている法人であり、指導監査結果において特に大きな問題が認められない法人	3年に1回を原則とする。
会計監査人の監査や専門家の活用を図った場合において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると判断するとき	
B 会計監査人を置く法人、または会計監査人による監査に準ずる監査を実施する法人であり、指導監査結果において優れていると評価され、特に良好な運営をしている法人 ア 会計監査人を置く法人 (ア) 会計監査人設置義務法人（収益30億超） (イ) 会計監査人を任意設置する法人 イ 会計監査人による監査に準ずる監査を実施する法人	5年に1回まで延長可能とする。
C 専門家（公認会計士、税理士等）による支援を受け内部統制又は事務処理体制の向上を図っている法人 ア 財務会計に関する内部統制の向上に対する支援を受けている イ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている 〔会計事務所等との契約内容が、決算書の作成や記帳代行に留まる場合は、対象外〕	4年に1回まで延長可能とする。
D 苦情解決への取組が適切に行われており、次のいずれかの内容に積極的に取り組み、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると判断するとき ・福祉サービス第三者評価事業の受審、公表（IS09001認証取得施設も同様とする） ・地域社会に開かれた事業運営が行われていること ・地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること	4年に1回まで延長可能とする。
上記以外の法人	継続的に実施する。

なお、特別指導監査・臨時指導監査を実施した法人、要改善事項が解消されない法人については、この限りでない。

(2) 区分ごとの基準

区 分	基 準
A 3箇年	次に掲げるいずれにも該当すること。 (1) 法人の運営について、法令及び通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。 (2) 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。
B 5箇年	Aの基準を満たす法人で、会計監査人等による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次に掲げるいずれかに該当し、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていること。 (1) 社会福祉法（以下「法」という。）第36条第2項及び法37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 (2) 会計監査人を設置していない法人において、法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せず、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合
C 4箇年	Aの基準を満たす法人で、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受け、専門家が当該支援を踏まえて作成する次に掲げるいずれかの書類が提出され、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていること。 (1) 財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書（通知別添1） (2) 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書（通知別添2） なお、決算業務又は記帳代行業務を行う専門家が、財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書を提出した場合は対象外とする。
D 4箇年	Aの基準を満たすとともに、B及びCの基準に該当しない法人で、苦情解決への取組が適切に行われ、次に掲げるいずれかの場合に該当する場合にあって、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていること。 (1) 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合においては、法人全体の受審状況を勘案して判断する。）又はISO9001の認証取得施設を有していること。 (2) 地域社会に開かれた事業運営が行われていること（例えば、福祉関係養成校等の研修生の受け入れ又は介護相談員の受け入れに加え、ボランティアの受け入れや地域との交流が積極的に行われていること等。）。 (3) 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。
上記以外の法人 毎年	AからDに該当しない場合

○定期指導監査の周期延長希望の有無については、社会福祉法人指導監査事前提出資料で定期指導監査の周期延長希望の有無を確認する欄を設けます。「希望する」とされた法人の場合は、指導監査当日、監査周期延長が適当であるか否かを判定し、結果を指導監査結果通知書において適用区分等記載して通知します。また、適用された場合、次回実施年度までは、適用区分による実績を毎年度ご提出ください。実績により監査周期延長が終了する場合があります。